

歳入委員会共和党による税制改正法案の詳細の発表

11月2日、下院歳入委員会共和党は税制改革法案(Tax Cuts and Jobs Act (“TCJA”) を発表した。その内容は主に、法人やパススルー企業、個人向け税率の大幅な引き下げや法人に対する寛容な費用支出制度、個人の概算控除や子供税額控除の大幅な引き上げ、遺産税や個人向け代替ミニマム税の廃止、米国多国籍企業の米国外源泉収益に対する課税をテリトリアル課税制度に移行する事等である。

URL: https://waysandmeansforms.house.gov/uploadedfiles/bill_text.pdf

歳入委員会は法案と併せて条項ごとの概要も公表している。

URL: http://newsletters.usdbriefs.com/2017/Tax/TNV/171102_1_suppA.pdf

この特別版は、今回のパッケージの概要を提供し主要な条項を考察している。

法人税規定

基本的にはTCJAは法人レベルでその利益或いは所得に対して課税し、分配時或いは株式売却時に株主レベルで課税する二重課税制度である既存の法人税制度を保持する。課税率の減少により幾らかの優遇がある一方で、国際間におけるより根本的な改訂もある。また、資本への特定の拠出の除外はあるが、法人設立及び法人拠出（第351条）、組織再編（第368条）、組織分離（第355条）、及び組織清算（第332条）等を含む取引を非課税とする扱いを引き続き保持する。従って、法人株式に関する取引は、基本的に今までと同様の扱いとなる。最後に、この法案は連結納税規定に関する変更内容は含んでいない。

法人税率の引き下げ: 2018年1月1日から法人最高税率が35%である現行の所得税累進課税率区分を撤廃し法人税率を一律20%へ引き下げる予定である。この税率の引き下げは段階的ではなく即時に施行される予定である。なお、法人代替ミニマム課税制度も廃止される。

費用回収: 納税者が2017年9月28日から2022年12月31日の期間に取得・使用開始した適格資産の取得額100%を損金算入する事を可能にする。当該期間は、より長い生産期間を有する特定の資産に対しては更に1年追加される。規定の公益法人や不動産事業で使用される資産は当該適格資産には含まれない。この提案は米国内国歳入法第168条(k)項(1)号(A)が定めている現在50%のボーナス減価償却制度を100%にすることにより、全取得額の一括損金算入を実現する。この提案は納税者により最初に使用された資産でな

ければならないという条件を撤廃している。つまり納税者が取得以前にその資産を使用していない限り、その資産は全取得額の一括損金算入が認められる適格資産と看做される。一方で、この提案には関連会社間やコントロールドグループ間で売却した資産や、納税者が2017年9月27日以前の中古資産を回転売買する場合は除くという保護条項が盛り込まれている。

2017年9月27日以前に取得して9月28日以降に使用開始された適格の資産に関して、当該提案は段階的なボーナス減価償却が適用される事を示している。この場合の減価償却額は使用開始日を基準に50%から30%の間で定められている。

なお、2017年9月28日から2017年12月31日の期間を含む課税年度に関してこの全額費用回収制度によって発生した損失を繰り戻す事は認めていない。

代替ミニマム課税制度の廃止: 2018年1月1日以降、個人、遺産、信託及び法人の代替ミニマム課税制度（「Alternative Minimum Tax」、以下「AMT」）は廃止されることになる。現在保有しているAMTクレジットの繰り越し額に関しては、納税者は繰り越し額の50%を課税年度2019年、2020年及び2021年に還付請求することができる（オフセットする課税額がある限り）。残りすべての繰り越し額は課税年度2022年以降に還付請求することができる。

ビジネス関連の益金不算入と損金算入

法人税率低下に伴うコストの相殺及び税法を簡素化するために、TCJAは現行法の下で利用できる多くのビジネス関連の損金算入項目を廃止または制限する予定である。

事業利子の制限: 現行法の米国内国歳入法第163条(j)項は特定の企業に対して支払い利息もしくは未払い利息の損金算入額に制限を設けている。基本的には、負債資本比率が1.5を超え、さらに純支払利息が調整課税所得の50%を超える特定の企業（利息収入に対して米国連邦所得税が課されていない）の支払いもしくは未払い利息にこの制限は課せられる。

TCJAは利息が損金算入できる額の制限に関する規定を拡大する形で米国内国歳入法163条(j)項を改訂する。新しい制度は基本的に事業利息の損金算入額を(1)事業利息収入に(2)納税者の調整課税所得の30%を加えた額を上限とするものである。

Japanese Service Group Tax Newsletter
Special Edition

事業利息とは、「事業に配分可能な支払い利息や未払い利息」と定義づけられており、事業利子所得も同様に定義づけられている。米国内国歳入法163条(j)項の元、事業利息及び利息収入は、それぞれ投資利息及び投資収入を含まない。

調整課税所得は(1)事業への配分が不可能な収益及び利益、経費、損失、(2)事業利息収益及び支払利息、(3)純事業損失、(4)有形・無形資産の減価償却費及び消耗償却を考慮せず算出される。

この規定は基本的に全納税者へ適用されるが、限られた小企業及び列挙された事業（基本的には、従業員としてサービス提供する個人及び米国内国歳入法 469 条(c)項(7)号(C)に定義される不動産事業、特別な規制のある公益企業の事業等）は除外される。パートナーシップに対しては特別規則が適用される。

米国内国歳入法163条(j)項により損金算入が認められない事業利息は将来の課税年度で発生した支払利息或いは未払い利息として扱われ、それらは実際支払いがあったり発生した課税年度から5年間の繰り越しが可能である。更に、一時的に損金算入が認められなかった事業支払利息については、先入先出法で損金算入する。米国内国歳入法381条(c)項は一時的に損金算入可能である事業利息として認められなかった支払利息が租税属性の一つに含めるよう改訂され、同時に382条(d)項は一時的に損金算入可能である事業利息として認められなかった支払利息を株主持分比率変更前の損金として扱うように改訂される。

以上の改訂は 2018 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度より施行される。改訂後の米国内国歳入法 163 条(j)項は 2017 年 12 月 31 日以前の課税年度に存在していた負債に関連する利息で 2018 年 1 月 1 日以降に支払いまたは発生する利息にも適用されると思われる。

純損失控除の修正: 純損失（「Net Operating Loss」、以下「NOL」）に関する現行法の修正は以下を含む：

- NOLの控除額
- NOLの繰り戻し・繰り越しの期間

現行法では、NOLは基本的に2年の繰り戻し及び20年の繰り越しが認められているが、TCJAでは繰り戻しが撤廃される。適格の災害損失に対する限られた例外規定及び2017年9月28日から2017年12月31日の期間を含む課税年度の移行規定も定められている（なお、この移行期間に発生するNOLやその関連項目に関しては、TCJA3101条の内容は考慮に入れない）。更に、NOL繰り越し期間は無期限となる。

NOL控除はNOL控除を考慮せず算出した課税所得の90%に制限される。しかしながら、無期限のNOLの将来の課税年度への繰り越し額は年利率（課税年度開始以前の最終月に対する米国内国歳入法1274条(d)項が定める短期金利率に4%を加算した金利）により増加する。

適合修正は(1) 172条(f)項に定義される負債損失の繰り戻しの撤廃(2) 172条(g)項に定義される（「CERT（Corporate Equity Reduction Transaction）規定」）株主資本減少取引に関する過剰利息損失も含む。

基本的に施行日は2017年12月31日である。NOLの繰り戻し・繰り越し期間の変更は2018年1月1日以降に開始する課税年度に発生したNOLに適用される。NOL利用制限（課税所得の90%までの制限）は、2018年1月1日以降に開始する課税年度から適用され、無期限のNOLに対する金利を考慮した年次増加も2018年1月1日以降に開始する課税年度に適用される。

不動産の同種交換(Like-kind exchange): この法案は同種交換の利益繰延べの対象を不動産に限定する。現行法で認められている動産は対象外となる。結果、同種の不動産を交換する際の含み益の繰延べは引き続き許される。この法案は2018年1月1日以降の交換に適用される。納税者が、2017年12月31日以前に、保有資産を処分または代替資産を取得した場合は現行法上の同種交換規定が適用されるという移行規定がある。

連邦税法第199条: 課税年度2018年から連邦税法第199条が定める国内製造活動向けの損金算入は廃止される。別規定（第4401条）は第199条の損金算入は2017年1月1日から2017年12月31日の期間に開始する課税年度にプエルトリコからの国内製造総売上高に遡及的に適用されると定めている。

食事及び接待・交際費、それに類似する費用: 接待・交際費、レクリエーション活動費、施設費、会員費の一切の損金算入を認めない。更に、交通費を始めとする、敷地内のジム及びその他のアスレチック施設、従業員へ提供する事実上個人向けの、事業に無関係の施設及びサービスが含まれるアメニティ等の付加給付についても従業員の課税対象所得（もしくは非従業員の課税対象所得）として取り扱われない限り損金算入を認めない。現行法上の50%制限は食事・飲料費と適格なビジネス上の食費にのみ適用され、その他の娯楽費用には一切適用されない。更に、課税に無関係な当事者（例：外国人、非課税事業等）に対する娯楽費用の払い戻しについても損金算入が認められない。この規定は2018年1月1日以降に支払い及び発生した金額に適用される。

事業税額控除

TCJA は現行法上認められている多くの事業税額控除を廃止或いは制限する。

雇用主が提供する児童手当: 第45F条の下で雇用主が提供する児童手当税額控除を廃止する。現行法の下では、雇用者は、従業員児童手当の為の適格費用の25%に相当する税額控除と、児童保護リソース・紹介サービスの為の適格費用の10%を税額控除として請求することができる。これらの規定は基本的に2018年1月1日以降に始まる課税年度に適用される。

雇用機会税額控除: 第51条に基づき特定の対象グループに属する従業員に対する適格な1年目の賃金の最大40%を税額控除として請求することができる雇用機会税額控除を撤廃する。この廃止案は、2018年1月1日以降に就労した個人に対して発生または支払われる賃金から適用される。

未使用事業税額控除: 第196条の下での特定の未使用事業税額控除の損金算入を廃止する。現行法では、納税者は、未使用事業税額控除を1年前に繰り戻しと20年後に繰り越しができる。この廃止案は2018年1月1日以降に始まる課税年度に適用される。

従業員の現金チップに対する社会保障税: 現在の最低賃金を反映するように第45B条を変更し、従業員の現金チップに対して支払われた雇用主負担の社会保障税の一部について税額控除を請求しているすべてのレストランに新しい報告要件を追加する。これらの規定は2018年1月1日以降に行ったサービスに対して受け取ったにチップに適用される。

エネルギー税額控除

TCJAは、多くの現行法のエネルギー関連の税額控除を廃止または修正することを提案している。

ソーラー投資税額控除: この法案は、第48条のソーラー投資税額控除（ITC）を徐々に減らす計画を維持するが、2028年以降に建設の始まる資産については恒久的な10%のITCを撤廃する。また、この法案は、以前は期限切れした「孤立した」エネルギー関連税額控除項目を延長し、さらに太陽光発電資産に適用される現行の建設開始規則に基づきこれらの税額控除項目の有効期限および税額控除額を徐々に減らす計画を一致させる事を目的としている。この提案は、太陽エネルギー、光ファイバー太陽エネルギー、適格燃料電池、適格小型風力エネルギー資産に対する30%のITCが2020年より前に建設が開始された資産に適用され、2022年より前に開始された資産には税額控除額を徐々に減らし、2022年以降に建設された資産に

は税額控除額は無くなるというものである。さらに、適格マイクロタービン、熱電供給システム、および熱エネルギー資産に対する10パーセントのITCは、建設が2022年より前に始まる資産の場合利用可能となっている。最後に、2027年以降に建設が開始される資産については、太陽エネルギーと地熱エネルギーに利用可能な恒久的な10%のITCが撤廃される。

エネルギー効率の良い居住用資産に関する税額控除額: この法案は、2022年より前に使用開始した全ての適格太陽熱、地熱、小型風力および燃料電池資産の為に、エネルギー効率の良い居住用資産の為に第25D条税額控除を延長するものである。尚、2020年中に使用開始する不動産は軽減率26%、2021年中に使用開始する資産は軽減率22%の対象となる。この規定はに2018年1月1日以降に始まる課税年度に使用開始した資産に適用される。

プラグインハイブリッド車税額控除: この法案は、第30条の下での新規購入適格プラグインハイブリッド車に対する税額控除を廃止するものであり、2017年12月31日以降に始まる課税年度に使用開始される車両に適用される。

テリトリアル課税制度

企業に対する改正の主要項目の一つは、米国の多国籍企業の米国外源泉所得に対する課税方法が全世界課税制度からテリトリアル制度へ移行する事である。これには米国企業が世界的規模でより高い競争力を得る為である。

受取配当控除: 法案では「10%所有外国法人」と言われる外国法人の米国株主である米国人（被支配外国法人ではない受動的投資法人以外）は外国法人から支払われる配当の外国源泉部分について100%控除することが認められている。1987年以前に起因する留保金の分配に対しては特別規則が定められている。受取配当控除が適用される配当に対しては外国税額控除は適用されない。なお、これらの配当は外国税額控除制限額の計算目的では外国源泉所得として取り扱われない。更に、法案と一貫して、これらの外国法人の米国株主である米国人に関しては第956条も撤廃される。

この法案は米国連邦税務上法人と分類される企業にのみ適用し、国外事業自体を所得繰延べが可能な外国法人としては扱わない。しかしながら、海外支店の事業に帰属する国外損金を10%所有外国法人に移転している場合のリキャプチャーを増加する特別規則が加えられている。

10%所有している外国法人に関する損失の制限: この条項の下では、受取配当控除が適用される外国法人の株式に対する税務上簿価は、当該配当の額によって減額されるが、それは当該株式の売買に係る損失の計算目的の場合にのみ適用される。

テリトリアル課税制度への移行にあたり海外での累積利益は米国へのみなし配当となる: 外国子会社の10%以上の株を保持する米国株主は、基本的に2018年を終了する以前に始まる外国子会社の最後の課税年度に当該株主株式持ち分比率に基づく当該外国子会社の1987年以降の累積繰延べ国外所得を米国で収益認識する事になる（尚、当該国外子会社の累積繰延べ国外所得は、他の国外子会社から当該国外子会社配分された損失額と相殺した額とする）。基本的にこの繰延べ国外所得は、2017年11月2日或いは2017年12月31日の国外留保金の内高い方となり、上記の日付を含む課税年度に分配された配当により減額はしない。純留保損益を求める際には、米国株主もしくは米国株主関連グループ構成員の外国子会社に関する持ち株比率分の留保損失が考慮される。

米国株主は、みなし配当所得の内、当該子会社が保有する現金の株主持分の範囲内に対する税率を12%に、そして残りのみなし配当所得に対しても税率5%に縮小するのに十分な額の控除を請求することが可能である（その後、現金部分は14%、それ以外は7%に修正された）。

このみなし配当に課される税金は収益算入時に比例持ち分の見直し外国税控除及び米国株主が保有している既存の外国税控除繰越額により相殺できる可能性がある。この収益算入はOverall foreign lossのリキャプチャーの引き金にはならない。米国株主による選択により、総納税額の12.5%毎を最大8年間にわたって納税する事ができる。S法人及びその株主には特別規則が適用される。

税源浸食防止策

テリトリアル課税制度への移行と併せて、TCJAは米国課税源の浸食を防ぐことを目的とした条項も盛り込んでいる。

海外子会社の高利益: この法案では、海外子会社を持つ米国親会社は、米国親会社の“国外高利益”持ち分の50%に対し米国で課税される。一般的に、国外高利益とは、「米国親会社持ち分相当の海外子会社の総純利益」が「海外子会社の減価償却可能な有形資産の簿価総額（支払い利息の分を減額）から生じる定期的利益（7%に連邦短期金利を加えたもの）」を超過した額の事である。この目的上、海外子会社の総純利益には、米国事業所得、サブパートF所得、能動的ファイナンス例外規定（Active Finance Exception “AFE”）または高税率例外規定を満たす保険およびファイナンス所得、および特定の関連当事者の支払い、は含まれない。サブパートF所得の場合と同様に、その高利益が米国に還流されているかどうかにかかわらず、米国の親会社は国外での高利益に対して毎年課税される。

国外での高利益を益金算入する場合、米国親会社は子会社の外国所得税を見做しで支払っていると考えられる。しかし、その外国所得税額は、被支配外国法人の外国所得税の関連部分の80%までのみ見做しで支払われていると考えられる。これらのみなし税に関する税額控除額は、他の外国源泉所得に課せられた米国所得税に対して相殺する事は認められなく（つまり、その外国税額控除額は、外国高利益算入時のみ米国所得税を相殺することが許される）、さらに他の課税年度への繰り戻し・繰り越しをする事はできない。

支払利息控除の制限: TCJAは第163条(j)項を書き改め、法人またはそれ以外の全ての納税者に対して「事業利息」費用の控除を事業利息所得に30%の調整課税所得を加算した額に制限する内容にする。控除できなかった金額は向こう5年間のみ繰り越すことができる。この規定は平均総売上が\$25ミリオン以下の事業、一定の規制されている公益事業、或いは不動産事業には適用されない。

国際財務報告グループの一員である国内企業が支払う利息: この規定の下では、国際財務報告グループのメンバーである米国企業の利息控除額は、グループの純支払利息に対する米国法人の比例持分の110%に制限されている。当該比例持分割合は、米国法人の利息、税金費用、有形資産減価償却費、及び無形資産償却費前の所得（「Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization」以下「EBITDA」）のグループ全体のEBITDAに対する割合に基づいている。この制限は、支払利息否認に関する基本的な規定に加えて適用され、納税者は各規定のうち利息控除否認額が大きい方の規定に基づき否認額を定められる。。控除できない支払い利息は5年を上限に先入先出法により繰り越すことができる。

国際財務報告グループとは、少なくとも一つの米国内で事業活動を行っている外国法人を含み、もしくは少なくとも一つの米国法人と一つの外国法人を含み、連結財務諸表を作成し、グループの年間全世界総売上高が\$100ミリオンを超える企業グループである。

関連外国法人への支払いに対する物品税: この条項の下では、関連外国法人が米国法人からの支払いを米国事業に実質的に関連する所得として選択しない限り、米国法人から外国法人への支払い（利息以外）で損金算入可能、売上原価に含む事が可能、或いは減価償却資産の簿価に含む事が可能な額に対して20%の物品税を課す。したがって、これらの支払いに関する外国法人の純利益（或いは総売上）は全額米国で課税対象となる。会社間サービスに対して米国法人が原価での支払いを選択した場合（利幅なし）や特定の商品取引には例外が適用される。米国事業に実質的に関連する所得（「Effectively Connected Income」、以下「ECI」）と見なされる課税所得を算出する為に、これらの支払いに起因する外国法人の損金算入額は、関連する製品ラインの当該グループの連結財務諸表に報告された利益幅を基に決定される。なお、米国で課税の対象となる収益に対して支払われた外国税は税額控除額として認められない（その後の

修正により、一定の条件下で外国税額控除が認められることとなった）。さらに、上述の選択が行われなかった場合、米国人が支払う物品税は損金算入が認められない。

第882条(g)項(1)号の対象となる支払いに関する情報報告要件: TCJAは、第882条(g)項(1)号の対象となる支払い（上記の物品税の対象となる支払い）に関する情報報告要件を新たに課している。この法案は、第6038C条を改訂することで、第882条(g)項(1)号の対象となる支払いを受け取った外国法人による報告を義務付け、新たに第6038E条「国内法人から関連外国法人への特定の支払いに関する情報」を追加し国内法人に対して第882条(g)項(1)号の対象となる支払いに関して報告書の提出を義務付けている。双方の条項は、国際財務報告グループの特定のメンバーの情報、金額、及び関連する製品ラインの情報を含む特定の情報の開示を要求している。これらの規定は、2019年1月1日以降に支払い或いは発生した額に対して有効となる。

その他修正箇所

外国税額控除に関する規定: 本法案の受取配当控除が適用される受取配当に関連するいかなる税額も外国税額控除及び損金算入（源泉徴収税を含む）する事が出来ない。

ただし、当期の米国株主の所得に含まれるサブパートF所得に対しては外国税額控除が認められる。この外国税額控除は、国外にある未還流累積留保金に関係なく計算される。

さらに、米国内で生産され、米国外で販売された棚卸資産の売却による収入の源泉地は(またはその逆)、棚卸資産に関する生産活動のみに基づいて米国内外に配賦また配分される。

パススルー企業に関する規定

TCJAは、大幅な税率引き下げを含むパススルー企業に対する規則を改正することで中小企業に税制救済を提供しようとしている。一方で、裕福なパススルー事業主が賃金所得を低い税率対象の事業所得として分類することを防ぐための「ガードレール」も含まれている。これらの規定は基本的に2018年1月1日以降に始まる課税年度に適用される。

25%の税率: 現行法上、個人事業体、パートナーシップ、有限責任会社、S法人のいずれかとして設立された事業体は連邦税務上通常「パススルー事業体」として扱われ、事業体レベルではなく個人事業主、パート

ナー或いは株主レベルで課税される。これらの企業の個人事業主、パートナー、或いは株主の所得はそれぞれの個人所得稅申告書にて申告され通常所得稅率の対象となり、最高39.6%で課税される。

新規定では、パススルー企業から個人事業主、パートナー、或いは株主に配分される純事業所得の一部は、通常の個人所得稅率ではなく最高稅率25%が課せられる「適格事業所得」として扱われる。残りの事業所得は給与として扱われ、引き続き通常の個人所得稅率の対象となる。

この規定は、個人所有者に適用される稅率に関係しており、法人持ち分のパートナーシップの所得のような、法人が得た、または法人に配分された所得には適用されない。

小規模企業規定

第179条費用: TCJAは第179条適格資産の一括減価償却額上限を\$ 500,000から\$ 5ミليونに変更する。さらに一括減価償却額が段階的に減少し始める購入總額の制限額についても\$ 2ミليونから\$ 20ミليونに変更した。従って、この法案の基では、納稅者が特定の年に第179条の\$ 20ミليون以上の資産を使用開始するまで、第179条の費用控除が段階的に減少することはない。この基準値は2018年以降に開始する課稅年度に有効となる。

更に、条項は第179条資産に特定のエネルギー効率の良い空調装置も含む事になる。

個人稅規定

個人の通常所得稅率

TCJAは所得稅累進稅率区分を現行の7段階から4段階へ減らす一方で、20%の長期キャピタルゲイン及び適格配当所得に対する稅率、3.8%の特定の純投資所得の稅率、特定の所得水準に対する0.9%のFICA - 病院保險稅率はそのままだに留めている。それに加えて、パススルー企業所得の新たな25%の特別稅率を導入する。

下記ウェブリンクに含まれるチャートを見てわかるように、TCJAは各所得税累進税率区分に適用される所得水準を大幅に変更している。これらの様々な税率構造の相互作用は複雑である。

URL: http://newsletters.usdbriefs.com/2017/Tax/TNV/171103_1suppA.pdf

例えば、所得の種類による特別税率を考慮しない場合、既婚者が夫婦合算申告を行う場合の35%の税率区分はTCJAの下では課税所得 \$ 260,000からとなるが、2018年向けの現行法の下では同様の課税所得の税率区分は33%になる。もう一つ例では、2018年向けの現行法の下では税率39.6%の所得税累進課税率区分は480,050ドル以上であるが、TCJAの下では \$ 1ミليون以上である。

既存の法律には一定の変更があるが、TCJA は引き続き、納税者が 401 (k) 制度や個人退職口座などの適格退職貯蓄への拠出を所得から損金算入する事を許可している。原則として、そのような所得は口座から分配されるときにのみ課税される。

項目別控除・人的控除

TCJAは個人の所得調整項目及び項目別控除、人的控除に関して大幅な変更を提示している。まず最初に、概算控除額をほぼ倍増させることで多くの個人納税者は項目別控除が不必要になる。それでも項目別控除を選択する個人納税者の為に、このチャートは各項目が現行法と比較してどのようにTCJAが影響を及ぼすかを纏めている。

URL: http://newsletters.usdbriefs.com/2017/Tax/TNV/171103_1suppB.pdf

また、TCJAは新たに購入した住宅に対する住宅ローン利息控除による便益の減少を提示している。具体的には、住宅ローン利息控除は納税者の主たる住居の新規借入金が \$ 500,000ドルのまでの場合と制限している。既存の住宅ローンは現行法に従うものとし、その住宅ローン利息控除額は住宅ローンが最大 \$ 1ミليونの場合と制限している。既存の住宅ローンの借り換えは借り換えた債務額が元本金額を超えない限り依然 \$ 1ミليونの制限の対象となる。TCJAは2017年11月3日以降に発生した住宅担保ローンの利息控除を撤廃する。

総項目別控除額が概算控除額を超えた納税者については、慈善寄付の項目別控除は保持され、AGI の公的慈善団体への現金贈与額の AGI 制限額は 50%から 60%に引き上げられる。この変更の影響を受ける可能性のある納税者は、2017 年に慈善寄付を行うことを加速するか、または来年まで延期することが有利かどうかを検討するべきである。いくつかの考慮事項としては、控除によってどのような所得が相殺されるのか、現行法での項目別控除の段階的廃止に及ぼす影響を考慮する必要性が挙げられる。現時点では、慈善寄付

Japanese Service Group Tax Newsletter Special Edition

を含む高所得納税者のその他の許容可能な項目別控除の額は、この項目別控除の段階的廃止の対象となる。この制限条項は TCJA の一部として廃止される。

医療費および歯科医療費、州および地方税、\$ 10,000 を超える固定資産税（これは毎年のインフレ調整はない）、個人的災害損失、そして払い戻されない従業員の事業関連費用、税務申告書準備費用、引越し費用などのほぼ全てのその他の項目別控除額に関して、TCJA が施行された場合にこれらの費用は控除対象外となるため、納税者は 2017 年の年末前にこれらの費用を支払うことによってベネフィットがあるかどうかを分析すべきである。しかしながら、これらの控除の多くは現行の代替ミニマム税では利用できないため、2017 年の適用はそのプランニングを行うにあたり重要な検討事項である。

さらに、TCJA は人的控除の廃止も提案している。現行法上では、納税者、納税者の配偶者、及び納税者の各扶養家族に対して 4,050 ドルの人的控除が認められている。TCJA はこの控除をより大きな概算控除、子供税額控除、及び新家族税額控除と統合する。

注意すべき他の個人税務に関する規定および項目

AMT: 個々の申告者に対して複雑さをもたらした代替ミニマム税（AMT）は、TCJA のもとで廃止される。AMT の複雑さは、納税者に対して、異なる規則や税率を使用して全く異なる税制の下で納税義務を計算させ、AMT の納税義務と通常の納税義務を比較させることによるものであった。最終的には、納税者は 2 つの納税義務のうち高い方を支払う必要がある。

AMT システムが廃止される可能性がある中で、個人の確定申告の作成はより簡素化される。個々の納税者は、AMT の廃止が 2017 年以降の納税額にどのように影響するかを注意して理解する必要がある。AMT クレジットの繰越額についても考慮する必要がある。納税者は 2019-2021 年の課税年度で残りの AMT クレジットの 50% の払い戻しを請求することができる（クレジットがその年の通常所得税額を超過する額まで）。また、2022 年に開始する課税年度において、納税者は残りのすべてのクレジットの払い戻し請求が可能となる。2017 年に AMT を支払うと予想されない納税者は、一般的に AMT では控除できない州の所得税などの特定の経費を年末までに前払いする事によりベネフィットを得る事になる。この分析は、本提案のもとで州および地方所得税の控除を受けない可能性が含まれているためさらに重要である。

主たる住居の売却による益の除外: 本提案では、夫婦合算納税者が主たる住居の売却から \$ 500,000 までの（他の納税者の場合 \$ 250,000 まで）の益を除外する機会を保持している。しかしこのベネフィットは、納税者の調整総所得が \$ 500,000（独身申告者は \$ 250,000）を超えると、1 ドルごとに段階的になくなる。さらに現行法では、家を納税者の主たる住居として、過去 5 年間のうち 2 年間使用する必要があるが、

Japanese Service Group Tax Newsletter
Special Edition

TCJA はこれを過去 8 年間のうち 5 年間に変更し、個人は 5 年毎に一度だけこの除外を使用することができる。

TCJA は以下の事項の廃止も提案している：

- 養子縁組の税額控除
- 歴史的建造物の修復税額控除
- 高齢者に対する追加の概算控除
- 離婚扶助料の控除（しかし同時に、TCJA は扶養手当の受け取りは益金算入項目として取り扱わない）

子供税額控除： 現行法の下で、個人は、AGI の制限に従って、適格な子供 1 人につき \$ 1,000 の税額控除を請求することができる。TCJA の条文に基づいて、この税額控除は \$ 1,600 まで増額されるが、適格な子供ではない扶養者においては 300 ドルに減額される。この税額控除は、修正調整後総所得に基づいて段階的に減額される。本規定は、2023 年 1 月 1 日より前に終了する課税年度に対して有効になる。

本法案は、その後の審議を経て 11 月 16 日に下院で可決された。次のステップは 11 月 11 日に発表された上院の税制改正案の上院での審議となる。